

「憲法を生かした持続可能な税と社会保障」

司会

齊藤 正広

I. 日本財政とあるべき税制

荒川 俊之

II. 消費税導入以来の税制・財政の変化を俯瞰する

長谷川 元彦

III. 社会保障の負担増の歴史

戸井田 慎也

IV. 軍事予算から見た自衛隊の変化

私たちをとりまく経済情勢

～世界における日本の現状、格差と貧困の拡大を中心に～

青野 友信

はじめに

これまでの法人税率の引下げに加え、日産など大企業による弱い立場の下請け事業者へのいじめのような支払い減額、実質賃金も名目賃金も 20 カ月以上マイナスが連続していることから分かるように従業員からも搾取が行われ、今や大企業の内部留保は過去最大の 554 兆円 (2024 年 6 月時点・財務省 HP 「年次別法人企業統計調査令和 4 年度」) となっています。その一方で、フリーランスや中小企業はインボイス制度による事務負担や税負担の増大、物価の高騰だけでなく政府などからの大幅賃金上昇の圧力から経営が苦しくなるばかりです。

また、帝国データバンクによると全業種で休廃業が前年から増加しており、建設業が最も多く 7,628 件 (過去最高)、前年対比で増加率が高いのは卸売業 3,527 件 (12.2% 増) となっています。その休廃業のうちに税理士事務所が 30 件から 81 件と 170%増加しており、従来からの高齢化と競争激化による顧問先減少のうえにインボイス制度などによる新たな業務が影響したと帝国データバンクは分析しています。

平成 26 年以降日本の当初予算額は 95 兆円を超えて、令和元年以降は 100 兆円を超えている状況で、高齢化や少子化に対する対策が必要であるなかで、世界における武力による侵略の影響により日本でも軍事に国民の税金を使われようとしており、今後も日本の財政は悪化すると予測できます。

私たちや顧問先の生活を健康で文化的な生活を営むためにも、日本国憲法を念頭に大きな視点で税や社会保障を考えることも必要かと思います。ぜひ熊本の地で日本の将来を考えるなかで、税経新人会が進むべき方向性と私たち一人ひとりが出ること、今後の働き方も含めて議論してみたいと思います。

I. 日本財政とあるべき税制

報告者：荒川俊之（不公平な税制をただす会）

1. 財政と専門家

日本国憲法が目指す国民が健康で豊かな生活を送るためには、国や地方公共団体（以下国等）は公共施設や公的サービスを提供していく必要があります。私たちは、そのために税金や社会保険料という形でお金を国等へ納付し、国等がこのお金を管理し、必要に応じ国民に再分配していく必要があります。この活動を財政といい、国等の収入および支出は、4月から翌年3月までの会計年度で計算され、この1年間の収入を歳入、支出を歳出とといいます。

国の会計は、一般会計と特別会計の2つから構成されています。一般会計は、国等の基本的活動を行うのに必要な歳入および歳出を経理し、特別会計は、国等が行う特定の事業や資金を運用する等の目的で一般会計と区分して設けられた会計のことをいいます。

私たち専門家は、これらの歳入である税金（社会保険料も含む）にかかわる専門家であり、その税金がどのようにどのような目的で国民に支出されているのか興味をもって批判的にみるべきであり、専門家として必要があれば行動しなければなりません。その行動が、日本国憲法第12条にあるように「不断の努力」というべきものとなります。

第12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」

2. 一般会計の歳入と歳出

一般会計の令和6年度の歳入は、当初予算112兆5,717億円であり、その61.8% (69兆6,080億円)は所得税や法人税、消費税などの租税・印紙収入であり、31.5% (35兆4,490億円)は公債金となっています。なお、今年度はその他の収入に防衛力強化のための収入が予算化されています。

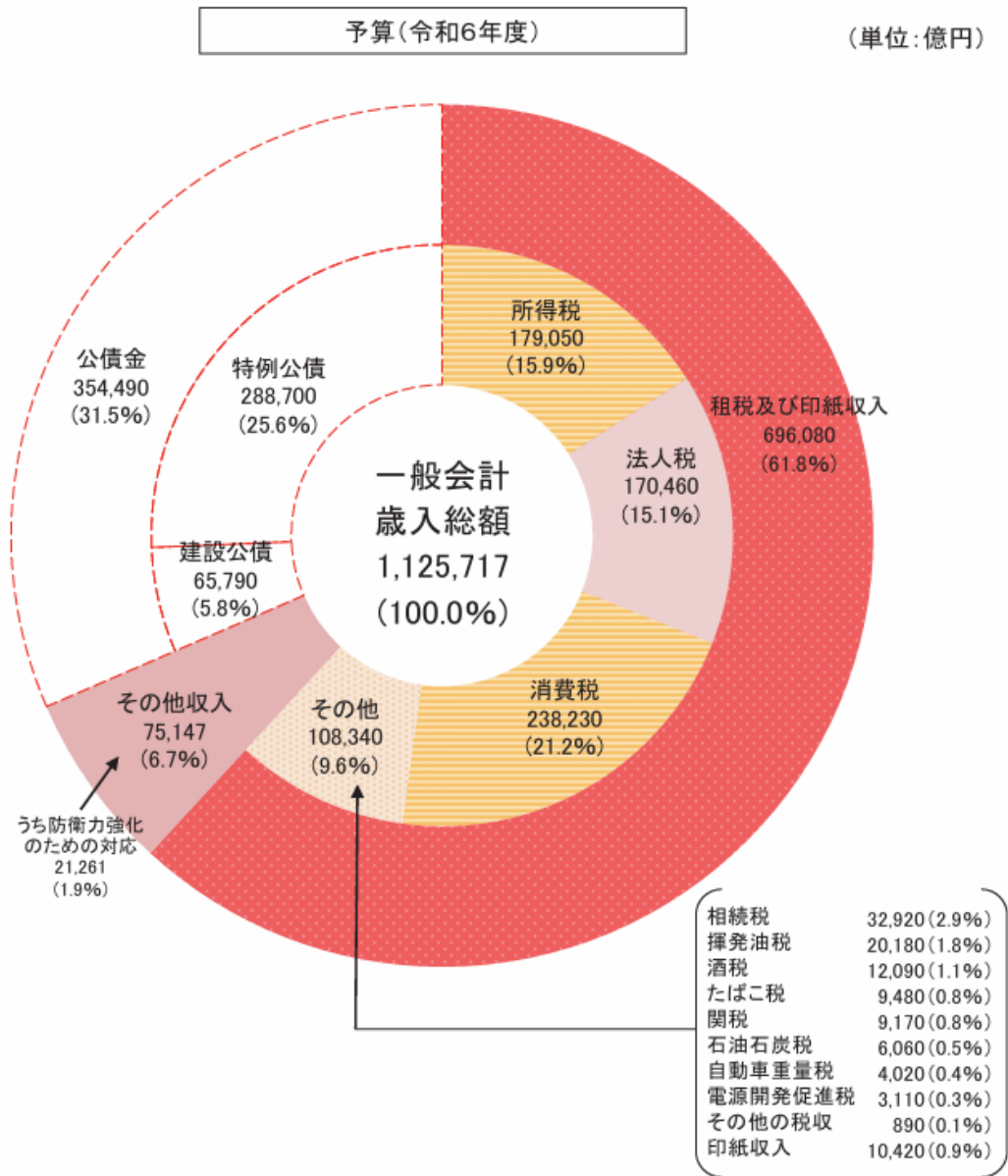
(1) 歳入である税と社会保険料

税金は、国を維持し、発展させていくために欠かせないものであり、日本国憲法では税や社会保険料を納めることは国民の義務と定めています。そしてその具体的な中身は、法律に委任しています。

第30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

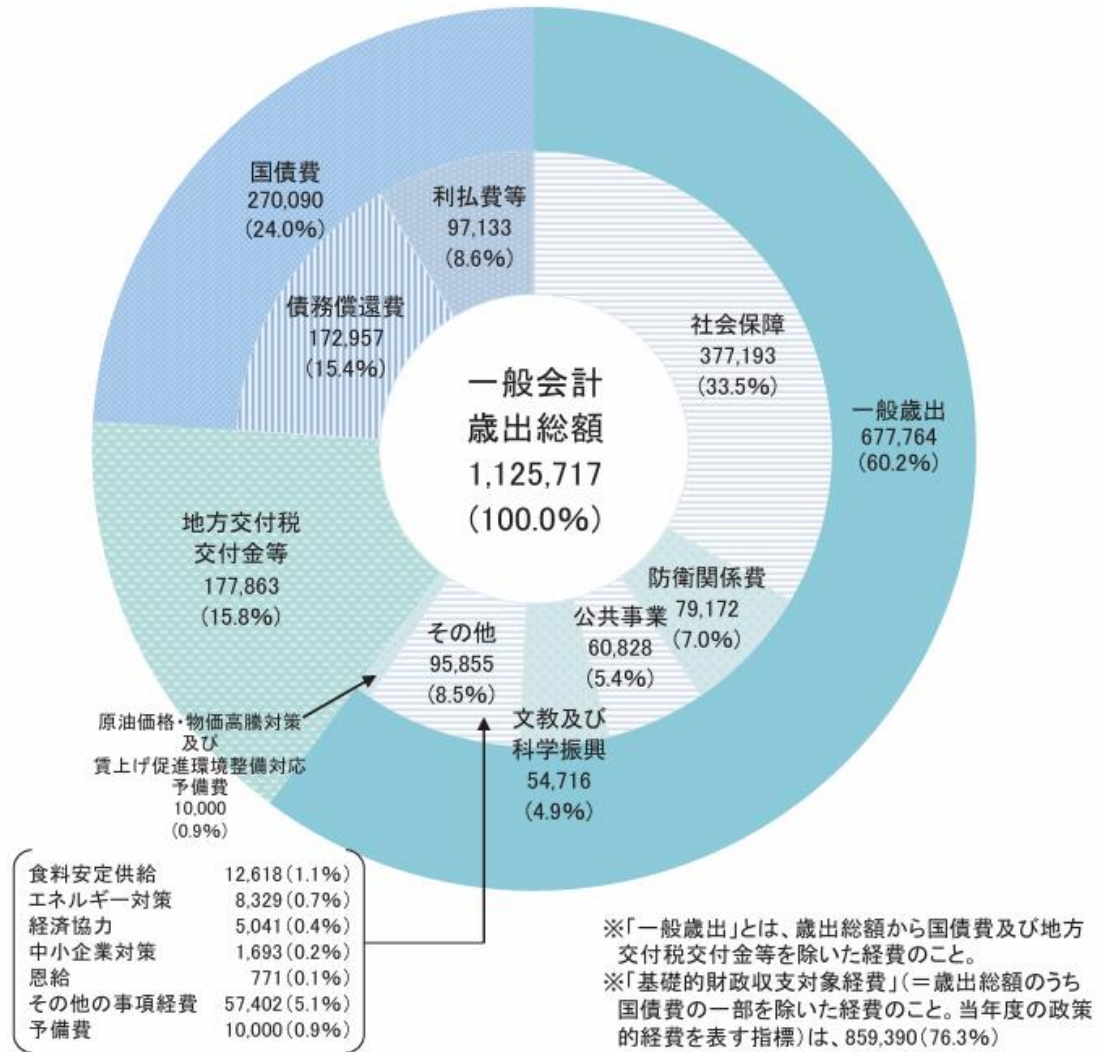
第 84 条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」

【図 1】一般会計予算



予算(令和6年度)

(単位:億円)



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は55.7%。

(2) 一般会計と特別会計

社会保険料は、特別会計として経理され管理されています。その特別会計は、日本国憲法 83 条においては、「国会の議決に基づいてこれを行使」されますが、一般会計と特別会計を分けていません。

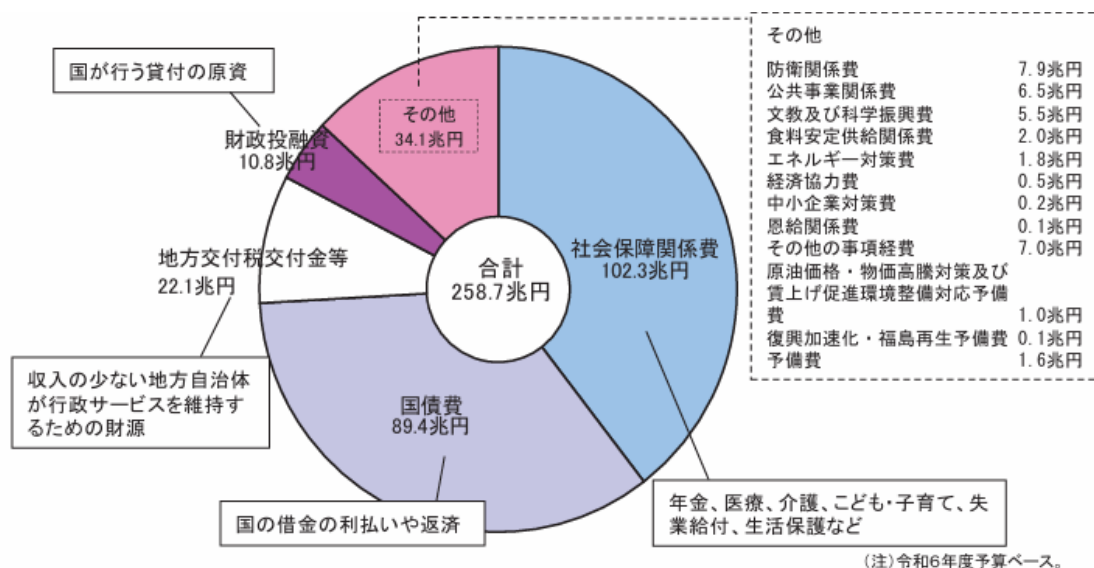
第 83 条「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。」

ただし、財政法第 13 条で国が特定の事業を行う場合において、特定の資金を保有・

運用を行い、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て設置されます。特別会計も内閣の予算作成した提出権、国会における予算決議などの規定においても一般会計と特別会計の区別はありません。

よって、令和6年度の一般会計歳出総額（112兆円）と特別会計歳出総額（436兆円）の合計からこの二会計の重複を控除すると、258.7兆円が全体の歳出像といえます。

【図2】一般及び特別会計の合算歳出の内訳



○一般会計・特別会計の歳出純計の推移

事項	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)
一般会計歳出総額 (A)	132.4兆円	144.3兆円	112.6兆円
特別会計歳出総額 (B)	432.4兆円	432.7兆円	436.0兆円
合計 (C=A+B)	564.7兆円	576.9兆円	548.6兆円
うち重複額 (D)	147.2兆円	144.6兆円	154.4兆円
差引額 (E=C-D)	417.5兆円	432.4兆円	394.2兆円
うち控除額 (F)	147.7兆円	155.1兆円	135.5兆円
純計額 (=E-F)	269.8兆円	277.3兆円	258.7兆円

○特別会計一覧(令和6年度)

(注) 控除額とは、国債整理基金特別会計における借換償還額を指す。

- ・交付税及び譲与税配付金特別会計(内閣府、総務省及び財務省)
- ・地震再保険特別会計(財務省)
- ・国債整理基金特別会計(財務省)
- ・外国為替資金特別会計(財務省)
- ・財政投融资特別会計(財務省及び国土交通省)
- ・エネルギー対策特別会計(内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省)
- ・労働保険特別会計(厚生労働省)
- ・年金特別会計(内閣府及び厚生労働省)
- ・食料安定供給特別会計(農林水産省)
- ・国有林野事業債務管理特別会計(農林水産省) ※経過特会
- ・特許特別会計(経済産業省)
- ・自動車安全特別会計(国土交通省)
- ・東日本大震災復興特別会計
(国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)

軍拡財源として軍拡基金に特別会計の剰余金を充当することは、日本国憲法の趣旨に反すると言えます。そもそも特別会計の剰余金が生じても用途の自由な財源ではありません。一般会計においては、その歳出や歳入の範囲が特定されていないので、歳入歳出の差額である剰余金は、 財政法 6 条において翌年度に繰り越し使用する金額・地方交付税等の精算に充当する金額を除いた額のうち、2 分の 1 以上の金額を翌々年度までに 国債等の償還に充てることが規定されています。そのため 2 分の 1 未満は一般会計に繰り入れ自由に使用できるとなりますが、日本国憲法の趣旨から社会権に使用すべきなのです。

なお、特別会計法 8 条においても、その歳入歳出は特定されており、その剰余金は国債償還や年金給付などその特別会計の翌年度以降の歳出に充当され、一般会計へ繰り入れを一律に義務付けすると規定はされていません。その一般会計の財源として活用可能な剰余金については、出来る限り活用するし、積立金等に積み立てるものを除き、その全部または一部を一般会計に繰り入れることができるとされており、その活用は国会の議決が必要となるものです。

大きな問題点は、財政法 44 条では、国は法律をもって定める場合に限り、特別の資金を保有することができると規定していますので、軍拡基金で財源不足が生じた場合には、一般会計や他の特別会計からの資金の融通を受けずに、その特別会計の負担において一時借入金等を行うことができるとされていることです。要するに、軍拡基金の財源が不足すれば、いくらでも現金を融通できることになり、過去の戦争の反省を生かされない状況を作り出しているといえるでしょう。この軍拡基金は、日本国憲法の趣旨からは許されないと解すべきです。

(3) 一般会計の歳出

令和 6 年度の歳出は当初予算で約 112 兆 5,717 億円あり、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたものを一般歳出といい、①社会保障関係費、②公共事業関係費、③文教及び科学振興費等で一般総額の 43.8%を占めていますが、軍事費は 7.0%で社会保障関係費に次いで高い歳出となっていることに注意をしなければなりません。国民より徴収した税金の使いみちは、国会で決められた予算により歳出の内訳が決まるので、その国会議員を選ぶ国民には大きな責任が伴うと考える必要があります。

① 社会保障関係費

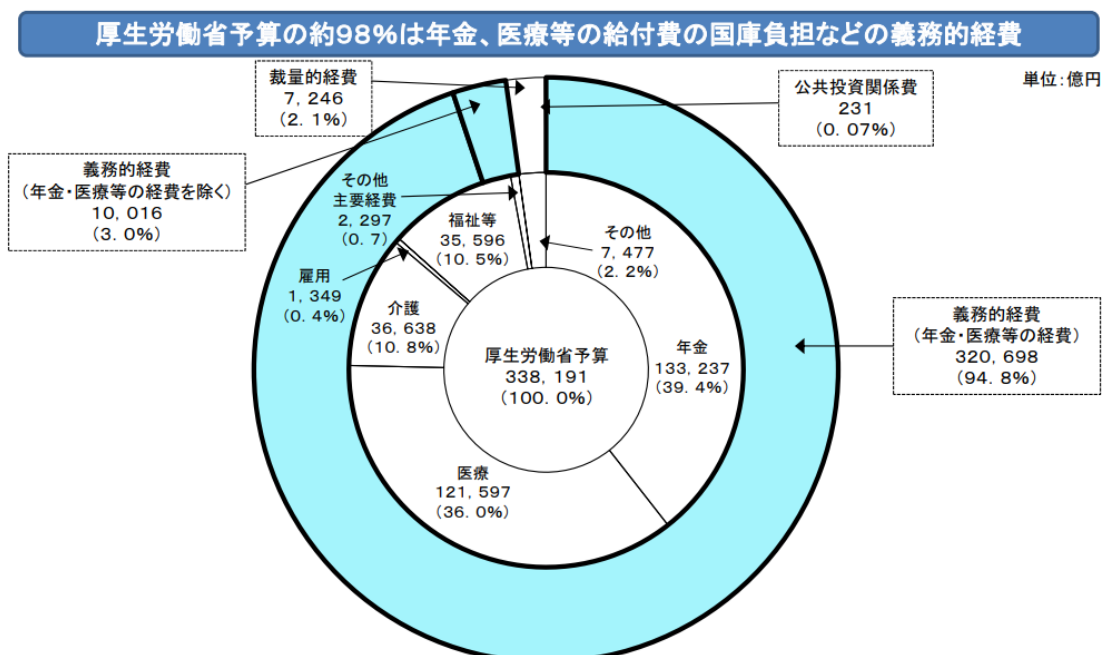
国の歳出のうち、一番多く使われているのは、社会保障関係費 37 兆 7,193 億円 (33.5%)であり、社会保障費の歳出は、私たちの健康や生活を守るために欠かせないもの (令和 2 年度の国民医療費の公費負担額総額 16 兆 4,991 億円・国民一人当たり約 130,794 円) といえます。社会保障は、1960 年代には失業対策や生活保護などが中心でしたが、その

後は医療や年金、そして高齢化社会を迎え老人福祉を中心とする福祉や介護などへ、現在は人口減少に伴い少子化対策などに関心が高まっています。

日本では急速に高齢化（21世紀半ばに国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者）と出生率の低下による少子化が同時に進み、社会保障の給付と負担が経済の伸びを上回って増大すると見込まれています。現在の社会保障制度のまま放置した場合、年金や医療の負担が上昇を続け、将来の世代に大きな負担を残すと言われ、そのため将来にわたって経済・財政と均衡のとれた社会保障制度の構造改革を進めていく必要があるとして次元の異なる少子化対策として打ち出しています。

2023年11月に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランを実行するために「こども金庫（子ども・子育て支援特別会計）」を創設し、その必要な財源として年3兆6000億円（規定予算削減1兆5000億円、社会保障の歳出削減で1兆1000億円、公的医療保険として上乗せして徴収される子ども・子育て支援金の1兆円）を確保するとしていますが、少子化対策の財源を社会保障費や公的医療保険の削減により確保すべきものか、そもそも社会保険料の財源で少子化対策を行なうべきではないはずで

す。しかし、これらまでも歴代の政府は少子化対策を行なってきたのですが、成果を出しておらず「ばらまき支援」ではない政策が必要です。例えば、「こどもの成長・発達と子育ての条件を社会的に保証する政策、人間らしい働き方を実現できる労働政策、様々な問題に直面しても人生の見通しができる生活保障政策に転換することで、出生率の低下を食い止めること」（佛教大学教授 岡崎祐司先生）の指摘は検討する必要があります。

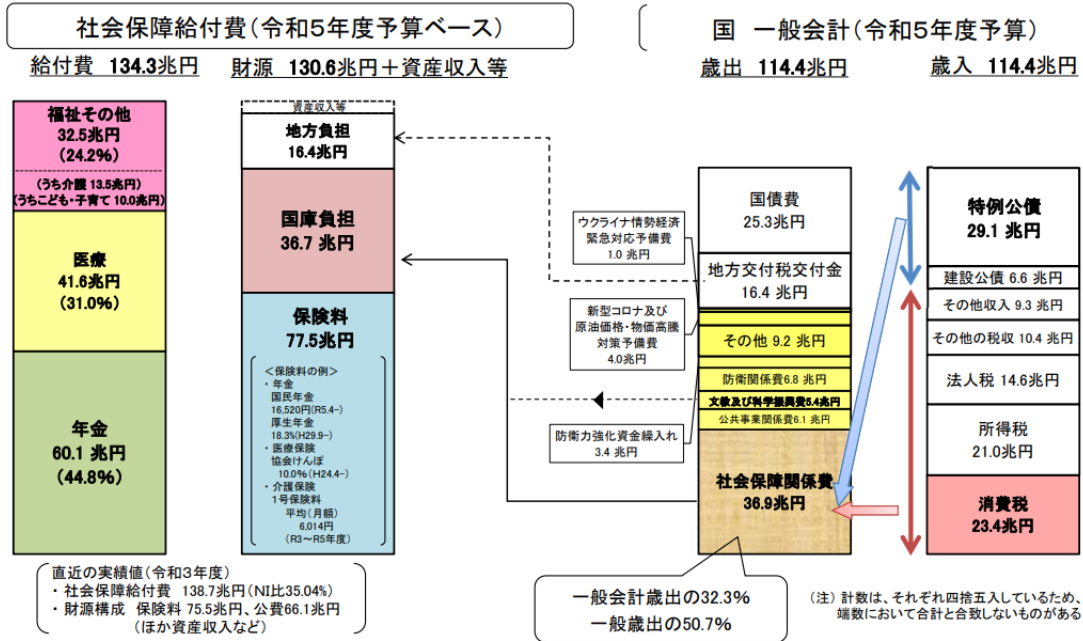


※ 厚生労働省予算は、高齢化等に伴い、制度改革を行わなくても毎年度増加(自然増)する傾向。
注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

一般歳出に占める社会保障関係費の割合の推移

(億円)

年度	歳出総額	一般歳出	社会保障関係費
2024(令和6年度)	1,125,717	677,764 (100%)	377,193 (約56%)
2023	1,143,812	727,317 (100%)	368,889 (約51%)
2022	1,075,964	673,746 (100%)	362,735 (約54%)
2015	963,420	573,555 (100%)	315,297 (約55%)
2010	922,992	534,542 (100%)	272,686 (約51%)
2000	849,871	480,914 (100%)	167,666 (約35%)



②公共事業関係費

公共事業関係費は6兆828億円(5.4%)であり、道路や港湾、住宅や下水道、公園、河川の堤防やダムなど、社会経済活動や国民生活、国土保全の基盤となる施設の整備(令和4年度で生活道路や堤防などを整備するために国民1人当たり約14.7万円)に使われています。過去において公共事業に建設国債の残高をみてもわかるように多くの歳出をしてきましたが、これらの施設の維持管理にも税が投入されます。今後は、大阪万博のように次々に投資予算額が膨れ上がるような事業はしっかりと抑制し、重点的・効率的に整備を進めていく必要があります。

特に地球温暖化が急速に進み、日本だけでなく世界的な規模での自然災害が多発し、安心して生活ができなくなっています。これまでのような大量のエネルギーや資源を消費せずに、将来にわたって持続可能な社会をつくっていく政策が必要となります。

東日本大震災における原発事故でも明らかになりましたが、入口の対応を誤ると支出が増えることになりかねません。よって、これまでの公共財産を応益負担で維持する考え方が妥当なのか考えなければなりません。

③文教及び科学振興費

文教及び科学振興費 5 兆 4,716 億円 (4.9%) が支出され、教育や科学技術の発展のために使われています。文教費について、学校教育費の内訳を見ると、例えば、公立小・中学校の教員の給与などの 3 分の 1 を負担している義務教育費国庫負担金として 1 兆 5,627 億円 (令和 3 年度公立学校の子供 1 人あたり年間教育費として、小学校 98 万円・中学校 114 万円・高校 133 万円)、教科書の配付や国公立大学法人・私立学校の援助のための教育振興助成費に 2 兆 3,054 億円が使われます。このほかにも公立の小・中・高等学校の校舎改築などのための支出や、育英事業費などもあり、こうした予算によって、学校での教育が運営されています。

しかし、物価高騰や人件費高騰もあり、国立大学の授業料の値上げが検討されており、また教育現場における働き方も議論されているように、文教などの予算も削減の対象となっています。子供への教育は将来の日本への投資に必要なことであり、誰もが必要な教育を受けられる環境整備が必要であり、教育費を逡減させる税制を検討するなど議論が必要です。

また科学技術振興費 1 兆 4,092 億円は、ライフサイエンスをはじめとする基礎的研究のほか、宇宙開発、海洋開発、コンピュータなど情報通信 (IT) の研究開発などの推進に役立てられています。そのほかにも経済安全保障政策として半導体分野の特定大企業 (台湾積体回路製造 7320 億円、キオクシアと米ウエスタンデジタルに 2400 億円) を支出していますが、トリクルダウン政策は効果がないことが明白であり考え方の転換が必要となります。

新型コロナウイルス関連事業や企業の脱炭素に対する支援、半導体工場の国内誘致などに特別会計の基金制度が活用されましたが、2020 年以降、コロナ対策や物価高騰対策などを理由に多くの基金が創設され、その 2022 年度残高は 16.6 兆円となっています。そのため 2023 年度の国庫返納予定額は 4,342 億円にもなり、適切な財政運営がなされていないことが判明しており、一部の企業に多額の補助金を基金より支出してよいのかどうか再考すべきです。

④その他 (地方交付税交付金等)

地方公共団体は、私たちの日常生活に密接に結びついている教育・警察・消防・環境衛生・生活保護などの公的サービス (令和 2 年度身近な財政支出として、警察や消防費 5 兆 4446 億円・ゴミ処理費 2 兆 4886 億円・医療公費負担費 16 兆 4991 億円) を行うため、地方税を徴収しています。

しかし、その地域の経済状況などによって、それぞれの地方公共団体の財政力に違いがあるために、公的サービスに格差が生じないよう国が地方公共団体の財政力を調整するために、各地方公共団体に対して 地方交付税交付金等 17 兆 7,863 億円 (15.8%) を支出しています。

2024年6月より森林環境税が各個人に対して1,000円が徴収されていますが、この森林環境税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。この森林環境税は、すでに森林環境等の保全を目的として住民税に上乗せされている地方自治体もありましたが、パリ協定の枠組みの下での温室効果ガスの削減、国土の保全、森林の整備、木材の利用促進などを目的とし、その財源を確保するために徴収される国税として組み替えられたのです。

この森林環境税は、市町村が個人住民税と併せて徴収され都道府県を経由して、全額が国（交付税及び譲与税配付金特別会計）に入り、森林環境譲与税として再び地方自治体に、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分されて譲与されます。これまで東日本大震災の復興特別税として、2014～2023年度までの10年間にわたり年1,000円（市町村民税500円、道府県民税500円）が上乗せされていました。

しかし、国民の負担を継続させ、地方公共団体における独自の財源を国税に横取りすべきでなく、名称を変えて取りやすいところか取る方法は安易と言うべきです。また国税における目的税とすることで、今まで地方交付税として各地方自治体に交付していた財源が、この森林環境税で賄われ、その浮いた一般財源で軍拡財源に回せることとなり大問題です。

そのほか経済協力費5,041億円(0.4%)を支出し、世界における貧困や飢餓に苦しんでいる人々の生活環境を改善するなど国際社会の一因として協力援助しています。開発途上国の経済的・社会的開発、あるいは福祉の向上に貢献することを目的とし、贈与や技術協力など直接的な援助をすることや、国際機関へ資金を提供することを政府開発援助（ODA=Official Development Assistance）といいます。

日本の援助額は、2021年で主要国3番目2兆1951億円となっていますので、日本の財政が危機的状況にあることも忘れてはなりません。また、政府は海外支援の効果を明らかにすべきであり、国民の監視が必要といえます。

⑤国債発行費

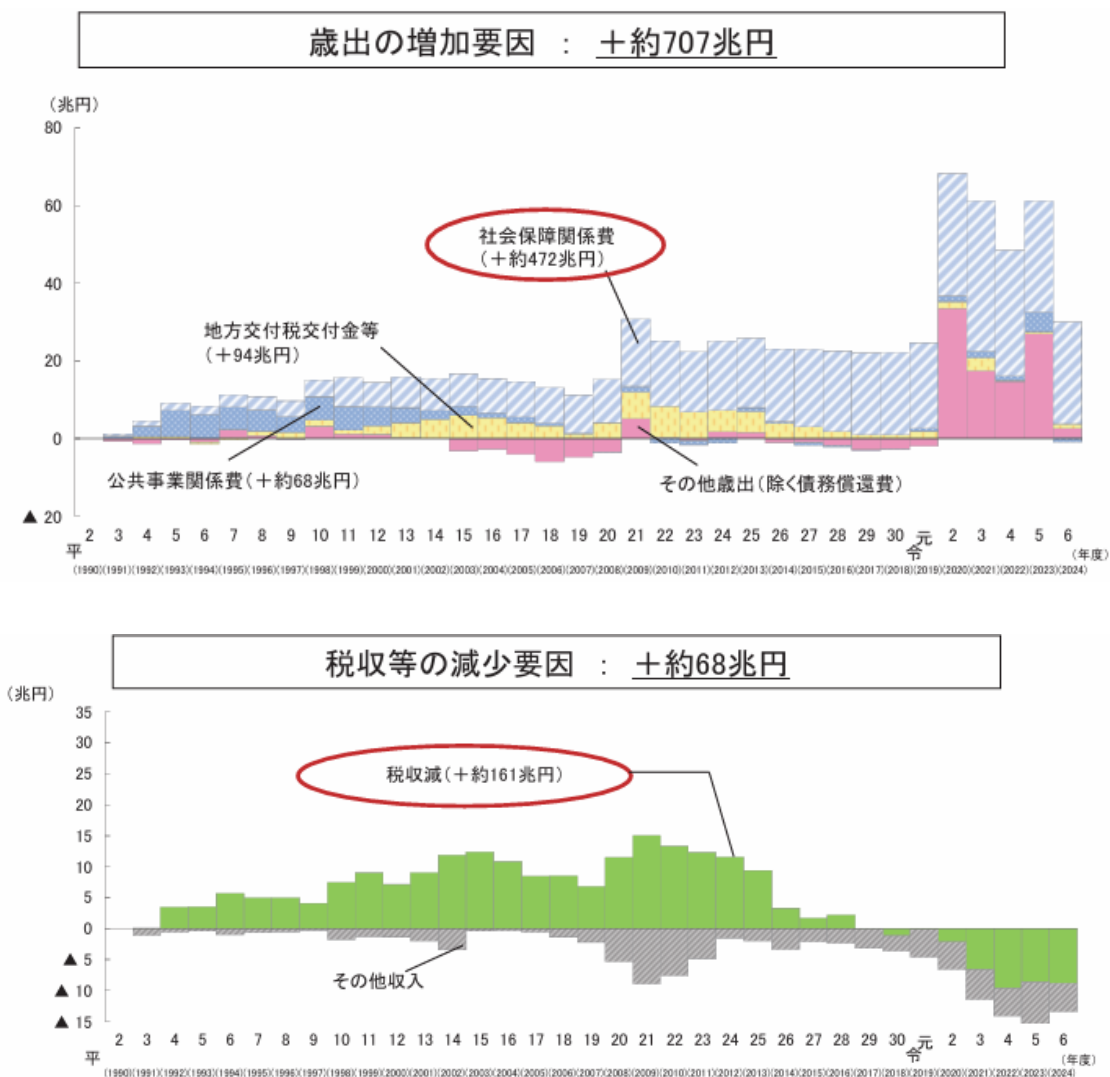
国の政策や事業には、経済成長や国民の生活向上のために、税の歳入が不足していても適宜行わなければなりません。その税の歳入不足分を補うため、国は国債を発行して公債金（借金）における収入を得ています。令和6年度では35兆4,490億円の国債が発行され、令和6年度末の公債残高は1,105兆円となっています。

また国債は国の借金であり元本を返済し、利子を支払わなければなりません。この支出は費27兆90億円(24.0%)となっており、歳出の中で大きな割合を占めており将来の世代に大きな負担を残します。さらに、日本銀行が3月19日にマイナス金利政策を解除しましたが、財務省試算で金利を1%上げれば、国債支払い費が3.7兆円増加し、財政を圧迫します。また、日本銀行自体も、大量の国債を保有しその金利収入（国債の平

均利回り 0.27%で 1.65 兆円) がありますが、利払いが増える当座預金の支払金利は 1% で 5.4 兆円の逆ザヤとなり、3 年余りで債務超過となり得ます。アベノミクスにより政府が日本銀行に大量に国債を購入させたツケが、双方に回ってきたのです。

なお、財務省は、平成 2 年度末から令和 6 年度末までの普通国債残高の増加額は約 934 兆円とし、その原因として社会保障関係費の増加と税収の減少と分析しています。

【図 3】 公債金発行の原因



部分だけで普通国債残高増加額の7割程度を占める。

平成2年度の収支差分による影響 (約2.8兆円(平成2年度収支差分) × 34年分(平成3~令和6年度)) :	±約96兆円
その他の要因(国鉄等債務承継など) :	±約63兆円

(注1) 令和4年度までは決算、令和5年度は補正後予算、令和6年度は予算による。ただし、令和5年度歳出額には、令和4年度から令和5年度への繰越額を含む。

(注2) 復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を普通国債残高からは除くとともに(令和6年度末で4.7兆円)、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの(7.6兆円)を除いている。

(注3) 税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである(増減が残高の増加に影響しない)ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等の中の交付税法定率分以外の部分(地方の財源不足補てん部分等)を歳出の増加要因として計上している。

(注4) 平成2年度の収支差分は、債務償還費を除いた歳出から公債金以外の歳入を差し引いたもの。

以上のように国の財政のうち主な歳出を確認しましたが、戦後において社会的または経済的弱者を守るための社会権も発展してきたのです。国等は福祉国家として国民の社会権を実現するために努力すべきであり、私たちも「不断の努力」により社会権を発展させていかなければならないのです。

納税者である私たちは、税金を納税する義務がありますが、国は税金をどのように使うのかについて日本国憲法で社会権の実現を義務付けられています。財務省 HP では、その点を触れずに、「税金は国や地方公共団体が公的サービスを行うのに必要な費用をまかなうために使われます。」と説明するにとどめています。

私たち専門家として、細かい難しい税の計算だけではなく、税のあり方についてどのように考えるか、さらに顧客に対して税の在り方を議論する場を専門家として提供する必要があるのではないかと考えます。

第 25 条「すべての国民は、健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する。」2 項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

3. 予算の成立過程

予算から成立までの流れは、大雑把に以下のとおりです。まず、5 または 6 月～8 月において各省庁が 1 年間に必要な金額を算出し、財務省に提出します。財務省は、各省庁から提出された金額や内容が妥当かどうかなどを調べて、9 月に認めるかどうかを決めます。なお、各省庁からの 2025 年度概算要求額 (8 月 30 日) は、今年度より約 3 兆円上回り 117 兆円を超える見込みで、なかでも防衛庁の要求額 8 兆円 5,389 億円 (7.3%) で初めて 8 兆円超となり閣議通りの軍事費拡充となっています。この時期に各省庁からの次年度税制改正の要望も提出され、与党税制調査会が中心となって議論し、年末の税制改正大綱に反映させることとなります。

12 月に内閣が、財務省の報告をもとに予算案を作成します。その翌年 1 月に召集される通常国会にて予算案は話し合わせ、3 月に国会の議決を経て初めて予算として成立します。なお、予算案は、まず衆議院予算委員会で話し合わせ、関係者などから意見を聴いて、衆議院本会議にて採決が行われます。続いて、参議院でも同様のことが行われますが、参議院が衆議院と異なった議決をしたときは、衆議院の議決が優先されます。

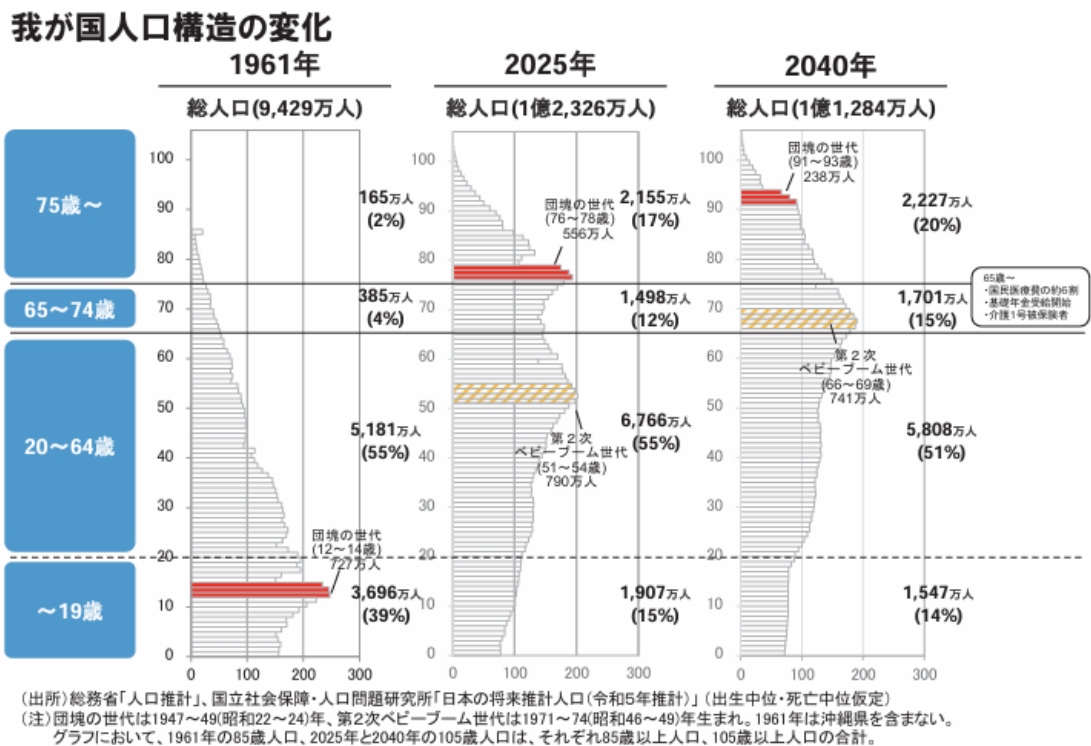
不公平な税制をただす会では、参議院予算調査室から国会資料を収集していますが、その資料は膨大であり 1 議員がすべてを理解できない量となっています。各政党からの予算の資料として参議院予算調査室に依頼しますが、日本共産党が一番多い資料となっています。専門家としても技術的なことばかりでなく、常に税制改正の目的につき批判的な視点で解釈する必要があると感じます。

4. 財政を見直す

日本の人口は2004年をピークに減少し、21世紀半ばには2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢化社会になるといわれています。また、満15歳以上の働く人（完全失業者を含む。）の人口のことを日本の労働力人口といいます。その労働力人口は減少してきています。

労働力人口が減少している理由としては、出生率が低下し続けていることや様々な理由で働かない又は働けない若い人が増えていることが考えられます。また働き方も多様化し、非正規雇用やフリーターやパートとして働く人の数が増加し、さらに独身の人や子供がいない夫婦二人だけの家庭が増えるなど家族構成も変化しています。これらの情勢を踏まえて、これらの社会に合った税のあり方を考えていかなければなりません。

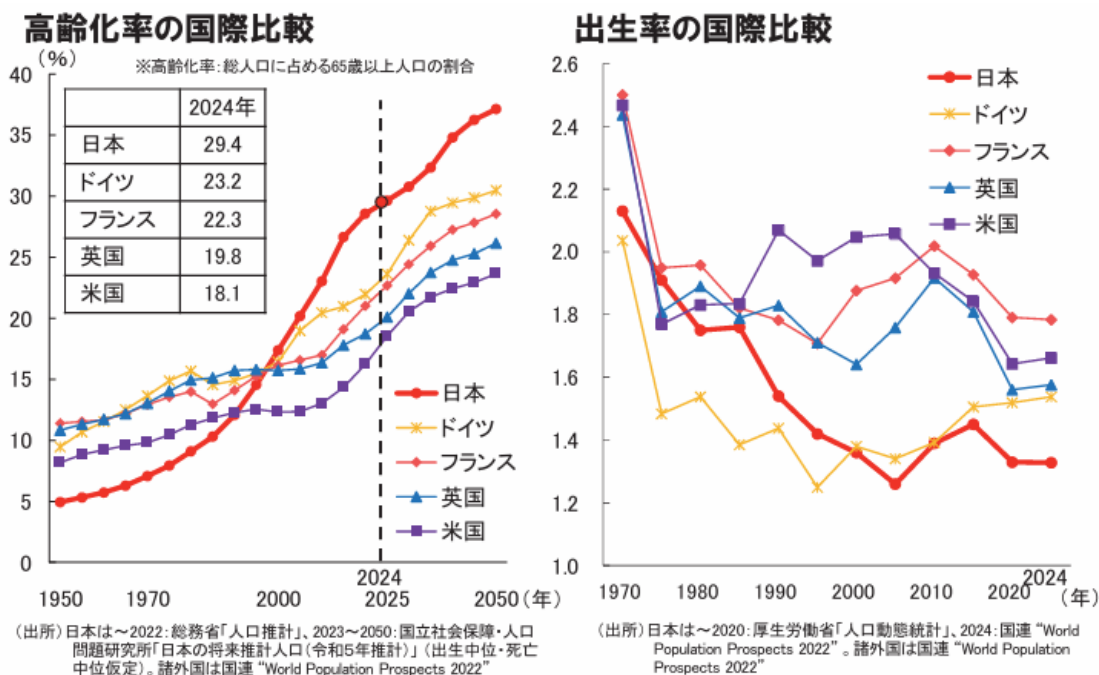
【図4】人口構造の変化



これまでも少子・高齢化に対応した政策が実行されてきましたが、さらに厳しい財政状況となった現在においては、国民が安心して生活できる社会保障制度や持続可能な財政構造の構築が必要になります。これまでの政権が期待していたトリクルダウンは発生しないことが明らかであり、大企業への税金投入は効果がなく、より多くの国民が憲法で規定する最低限度の生活ができるように税金投入すべきです。そのため歳出面での改革とともに、税制面では、所得・消費・資産などの多様な租税ベースに適切な負担を求めつつ、必要な公的サービスを安定的に支える歳入構造の再構築が重要となります。つ

まり、公平な租税負担と給付の関係について、私たち一人ひとりが大きな視点で考え、協力していくことが必要となります。

【図5】高齡化と出生率の国際比較



5. あるべき税制

財務省 HP によると、帳簿方式でスタートした日本における消費税を、「これと同じような税制はヨーロッパ諸国ではすでに『付加価値税』として導入」と表現して、似ているが違う税と認めています。かつては、所得課税が中心の税制となっていましたが、度重なる消費税率の引き上げや中小企業や零細事業者に対する特例などの見直しにより消費税の税収が政府においては基幹税として扱われています。

日本国憲法は、すべての法の頂点にある根本法です。税金は、国民の代表がつくる法律によることになりました。つまり、国家と国民の契約といえますが、税金が契約だという考えはなかなか確立しません。納税者の権利は、大きく捉え税負担と税の用途に関する権利と考えるべきです。また、世界の国々で一般的に認められている納税者の権利が日本では認められていませんので、早期に納税者権利憲章や納税者保護法などの土台整備が必要となります。

① 応能負担の原則

憲法が要請する国民が負う税負担の原則は、応能負担原則であり各人が経済的な負担能力に応じて税負担をしますといえます。これは、日本国憲法 14 条から導かれる平等原

則の税負担における考えです。この応能原則は、さらに 13 条の個人の尊厳・幸福追求権、25 条の生存権、29 条の財産権の趣旨からも活かすことができます。日本国憲法を紐解くと国税、地方税、社会保険料などは、すべて応能負担原則としなければなりません。

多く国民が安心して生活できるための国民本位の税制改革は、消費税ではなく所得に課税する税金を主の財源とすべきであり、これら法人税や所得税の所得課税においては総合累進課税への政策転換が最重要です。そして資産課税に分類される相続税においても、応能負担の原則を強化して資産格差を改善することも必要です。

第 14 条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。」

第 13 条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

第 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。第十四条すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。」

第 29 条「財産権は、これを侵してはならない。

②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」

②税の使途原則

日本国憲法前文は、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認しています。日本国憲法 9 条は国権の発動たる戦争の永久放棄を、戦力不保持および国の交戦権の否認と一体となった形で規定しており、そして日本国憲法 25 条は生存権を明らかにしています。

日本国憲法は、平和と福祉を重視していますので日本国憲法 30 条の納税の義務は、その支払った税金は平和のなかで生存するために使われることを前提にしていると考えられます。つまり、日本国憲法が考える税の使途原則は、全ての税が福祉社会保障目的税だということです。

政府は子育て支援金の財源をインボイス制度で増収となった消費税 1,730 億円を含め、社会保障費における歳出改革、さらに予算組み替えで年 3.6 兆円を捻出するとしています。これらの財源捻出には多くの問題を含んでいますので、まずは逆進性が高い消費税を廃止または減税が行われるべきで、応能負担をより反映させた所得課税を中心とすべきです。

第 9 条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

日本国憲法前文「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」

③骨太方針と基礎的財政収支

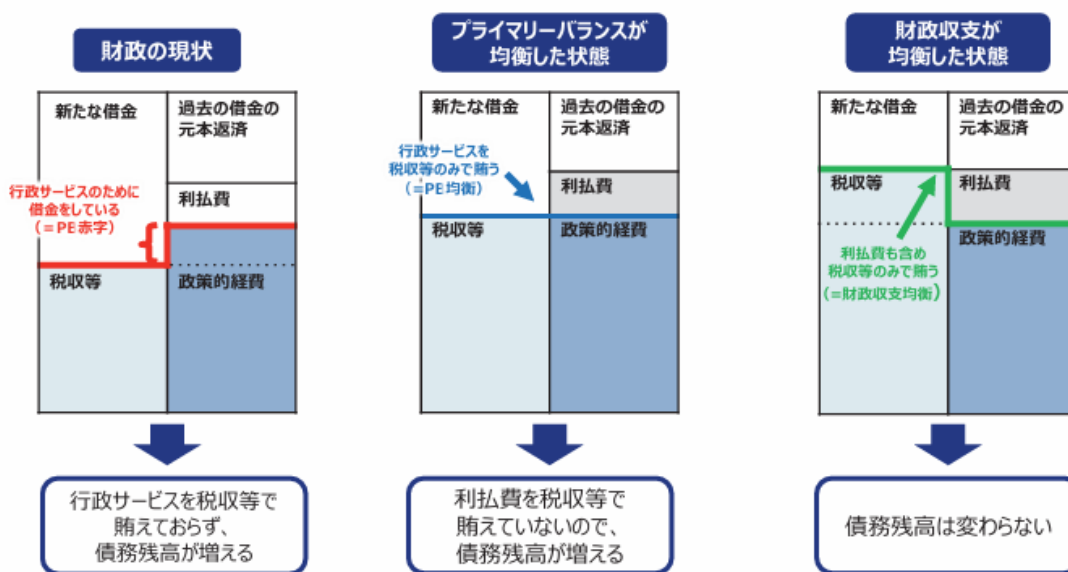
6 月 21 日に閣議決定した骨太方針でも三位一体改革の労働市場改革が主張されています。この三位一体とは、①全世代を対象とするリ・スキリングの強化 ②個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入を促進、③雇用維持から成長分野への労

働移動の円滑化することを掲げています。

この労働市場改革は、個人・企業・政府の三つが一体となって改革するという方針であり、既に日立製作所、KDDI、富士通、資生堂などが採用をしています。大企業がこの三位一体改革を推し進めています、さらなる競争強化でありその結果として資本力や人財を保有している大企業の所得が高まり、それ以外の企業との格差をさらに拡大させるという意見が多くなってきました。このまま改革が進んでいくと一部の強者のみが富を蓄積し、多くの国民の生活が安定しなくなる可能性があります。

骨太の方針では、3年ぶりに国と地方の基礎的財政収支 (PB) を2025年に黒字化させる目標を政府は明記しましたが、PBを黒字化させる具体的な方法は示されていません。現在における所得課税における比例税率または緩やかな累進課税制度中心の税制においては、結果的に所得格差を補助する役割として機能してしまい、さらに税収が減少することとなり、国の財政悪化がさらに深刻になることでしょう。

【図5】プライマリーバランスが均衡した場合は？



④大企業や富裕層の減税と社会保障財源の確保

骨太の方針では、EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング) やワイズスペンディングなどの用語が使われています。EBPMとは、証拠に基づく政策を立案することを言います。つまり、政策の目的を明確にしたうえで、合理的な根拠に基づく政策とすることで、その政策効果が目に見えることにより、国民の信頼を確保することにつながるものとしてこの用語を多用しています。

また、ワイズスペンディングとは、政策の効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策の効果が高い歳出を重要視することを言いますが、これら横文字を使わずに政策の効果

の総括を国民に分かりやすく説明する必要があると思います。好循環の呼び水となる効果が高い政策が、一体何であるかが重要ですが、過去においては高度成長期の東海道新幹線や高速道路などの道路網の整備、最近では AI や半導体などが呼び水となり得ると思います。

税制において、その政策効果の総括をしたうえで、大企業優遇税制や度重なる法人税減税や富裕層の所得税減税の税制改正が行われてきたのかと著しく疑問が残ります。現在における歴史的な物価高の背景には、2013 年に実施され現在も継続されているアベノミクスにあり、多額の寄付をしている大企業化からの要望による多国籍企業への減税配慮、その減税の煽りを受けたように実施された逆進性の高い消費税の増税があったのです。大口献金先の大企業中心の減税政策により、その税収の不足した分は国債を大量に発行し、これを日本銀行に引き受けさせ、出口戦略が見えない状況に陥ったのです。また、アベノミクス以前から財界の要望による雇用の流動化が図られ、非正規雇用が拡大し、全体の賃金が停滞している状況、そして社会保障費の財源である社会保険加入者を減少させる状況を作り出しているのです。

不公平な税制をただす会では、日本国憲法を生かし持続可能な社会を作るために所得課税を税制の中心に据え、法人税においては5段階の累進課税制度の導入、所得税や相続税においては消費税導入前の税率構造のように累進課税制度を徹底した場合の税収を試算（福祉と税金 35号）しています。

【図6】公平税制を実現する財源試算

(表1) 国税関係 2023年度 (令和5年度)

項 目	目 安 金 額
1. 適正な累進税率による税配分による財源	(単位:億円)
(1) 大企業からの法人税率改定による増収分	230,606
(2) 高額所得者からの所得税率改定による増収分	129,124
(3) 高額所得者からの相続税税率改定による増収分	14,045
(国税3税の増収試算の合計額)	(373,775)
2. 消費税導入前の源泉分離課税による源泉所得税の増収額	
(1) 個人利子所得課税の是正 (利子所得)	29,443
(2) 個人配当所得課税の是正 (配当所得)	64,979
(3) 個人配当所得課税の是正 (投資信託)	5,146
(4) 個人配当所得課税の是正 (特定配当)	4,361
(5) 有価証券譲渡益課税の強化 (特定株式)	8,122
(源泉所得税の増収試算の合計額)	(112,054)
国 税 計	485,829

(表2) 地方税関係 2023 年度 (令和 5 年度)

項 目	目 安 金 額
	(単位:億円)
1. 税率配分の適正化 (法人住民税) (税率配分の適正化による増収試算の合計額)	14,635 (14,635)
2. 地方税独自の特例廃止 (交付金・補助金を除く) により増収	
(1) 土地税制の特例の廃止 (固定資産税)	22,217
(2) 家屋税制の特例の廃止 (固定資産税)	68
(3) 償却資産の特例の廃止 (固定資産税)	140
(4) 都市計画税の特例の廃止	201
(5) 軽油引取税の課税免除の見直し	796
(6) 法人事業税 (資本割圧縮措置) の特例廃止	2,784
(7) 不動産取得税に係る特例廃止	110
(8) 事業所税の特例の廃止	985
(地方税独自の特例廃止により増収試算の合計額)	(27,301)
3. 地方税関連の交付金・補助金廃止による増収	
(1) 産業振興等に係る特例廃止 (事業税・不動産取得税)	99
(2) 市町村交付金の特例廃止	324
(3) 納税補助金等の廃止	237
(地方税関連の交付金・補助金等による増収試算の合計額)	(660)
地 方 税 計	42,596
(表1) 及び (表2) の 合 計	528,425

日本国憲法の趣旨によるように国民の福祉を充実させる政策があれば、現在の状況を変えられたのです。日本のGDPの半分は、個人消費の低迷が物価高の原因のひとつであり、まず賃金水準を向上させるには非正規雇用者のうちから正規雇用への転換も必要であり、かつ最低賃金の引き上げが必要です。そのうえで歳出改革や基金の見直しにより軍事費へ充当するよりも、安心して生活できるようにまず社会保障を充実させる必要があります。今の政府の方針のままですと、社会保障費が削減される結果になり、安心して生活できる環境を作り出すことにはなりません。

私たちは、どのように考え、どのような行動すべきではなのでしょうか？

【参照文献】

全労連・労働総研編「2024年国民春闘白書」

不公平な税制をただす会「福祉と税金」

政府公表資料 (財務省 HP・厚生労働省 HP)

読売新聞・赤旗などの日刊紙